

処分対象職員、処分及び非違行為の内容

令和8年3月26日

職員の懲戒処分をいたしましたので、下記のとおり公表します。

1 信用失墜行為

処分年月日：令和8年3月25日

| 所属名及び職名 | 性別 | 年齢 | 処分 | 非違行為の内容 |
|-------------|----|------|----------|---|
| 市民生活部 主任 | 男 | 40歳代 | 停職 3月 | <p>被処分者は、令和7年12月20日18時から市内飲食店において23時頃まで飲酒した後、市内飲食店において食事をした。その後、釜石駅まで歩き、タクシーが停まっていなかったため、釜石観光物産協会所有の自転車を借りて帰ろうと、第三者所有の自転車に乗って運転していたところ、令和7年12月21日午前3時頃、中妻町内で警戒中の警察から職務質問を受けた。釜石警察署内で取り調べを受けた際に行われた呼気検査の結果、被処分者の呼気から基準値を超えるアルコールが検出され、自転車は釜石観光物産協会所有ではなく、第三者所有の自転車であることが判明した。</p> <p>自転車による飲酒運転については、罰金10万円の略式命令の言い渡しを受け、令和8年2月13日に納付した。自転車の窃盗被疑事件については、不起訴処分となった。</p> <p>これらの行為は、全体の奉仕者として法を守り、市民の模範となるべき市職員にあるまじき行為であり、市民の信頼を裏切り、市の信用を著しく傷つけた。</p> <p>これは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものである。</p> <p>以上により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により懲戒処分するものである。</p> |

参考（関係職員）

| 所属名及び職階 | 処分 | 非違行為の内容 |
|---------------------------------------|---------------|-------------------|
| 処分対象職員の上司2名 ・市民生活部 部長 ・市民生活部 課長 | 文書による 嚴重注意 | 部下職員の指導、管理監督を怠った。 |